

福知山市

通称マル6

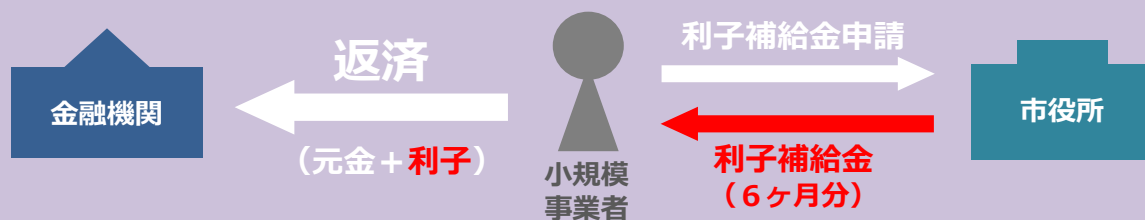
設備強化利子 補給金

6回目までの利息のうち
最高10万円
を補給します!

設備強化(導入)のために金融機関からお借入れされた融資について

半年分の利息が**実質0円**!

※お借入れの金利によっては0円にならない場合があります



申込受付 令和7年4月10日～令和8年3月31日まで

※ 融資締結後**30日以内**に金融機関を通して福知山市役所産業課までお申し込みください。

対象者 以下すべてを満たす小規模事業者（1事業者1回のみ適用）

- ① 市内に主たる事業所があること
- ② 個人事業主の場合は福知山市内に住所を有すること
- ③ 福知山市税の滞納がないこと

※本制度の小規模事業者とは常時使用する従業員の数が20人以下（商業・サービス業の場合は5人以下）の事業者をいいます。
※一般社団法人等の非営利法人、協同組合等の組合（企業組合・協業組合は除く）は対象外。

対象融資 以下すべてを満たす融資

- ① 設備投資のための200万円～1250万円の融資
（運転資金を含む場合や既存の借り入れ統合する場合は**対象外**）
- ② 令和7年4月1日からの証書貸付で12ヶ月以上の返済期間の融資

対象設備：建築基準法における建築設備および会計基準上の機械装置であって、建物本体や車両本体（附属物を除く）は対象外。
従来設備の単なる入れ替えは対象外。

※ 上記に該当する場合でも対象外になることがあります。また、本事業は予算の範囲内での対応となります。詳細については下記QRコードから要領およびQ&Aをご参照ください。

お問い合わせ先 福知山市役所 産業部 産業課 産業振興係
〒620-8501 福知山市字内記13番地の1
Tel. 0773-24-7075 Fax. 0773-23-6537

詳細は市HP
をチェック

